

四日市港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和 6 年 12 月

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成２３年２月 四日市港港湾審議会
- ・平成２３年４月 交通政策審議会第４１回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成２３年１１月四日市港港湾審議会
- ・平成２３年１２月交通政策審議会第４７回港湾分科会
- ・平成２４年１１月四日市港港湾審議会
- ・平成２７年１１月四日市港港湾審議会
- ・令和３年３月四日市港港湾審議会

の議を経た四日市港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 危険物取扱施設計画	2

変更理由

1. 四日市地区に立地する企業からの要請に基づき、老朽化に伴い利用がなくなった専用ドルフィンを撤去するため、四日市地区の危険物取扱施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

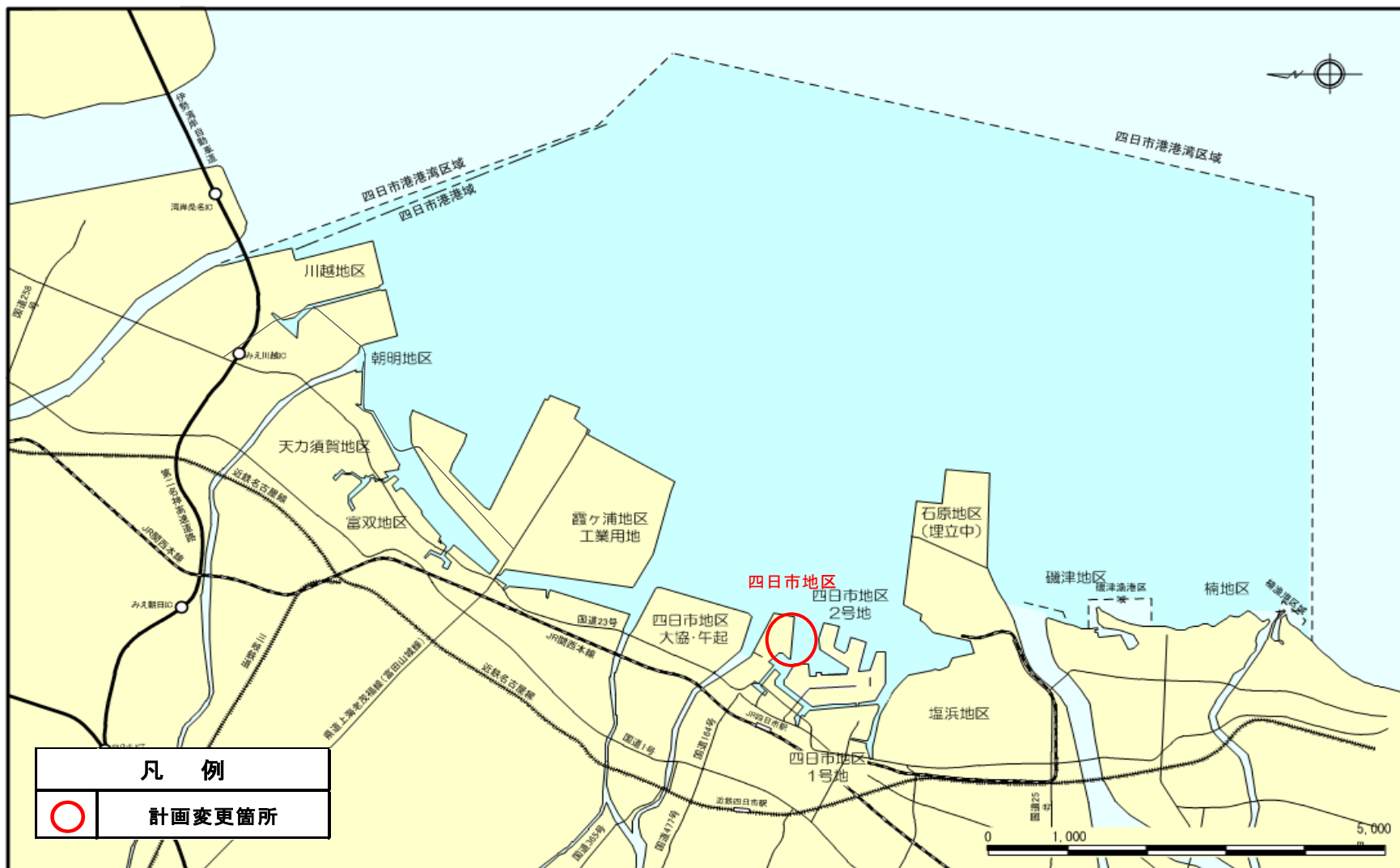
1 危険物取扱施設計画

1－1 四日市地区（大協・午起）

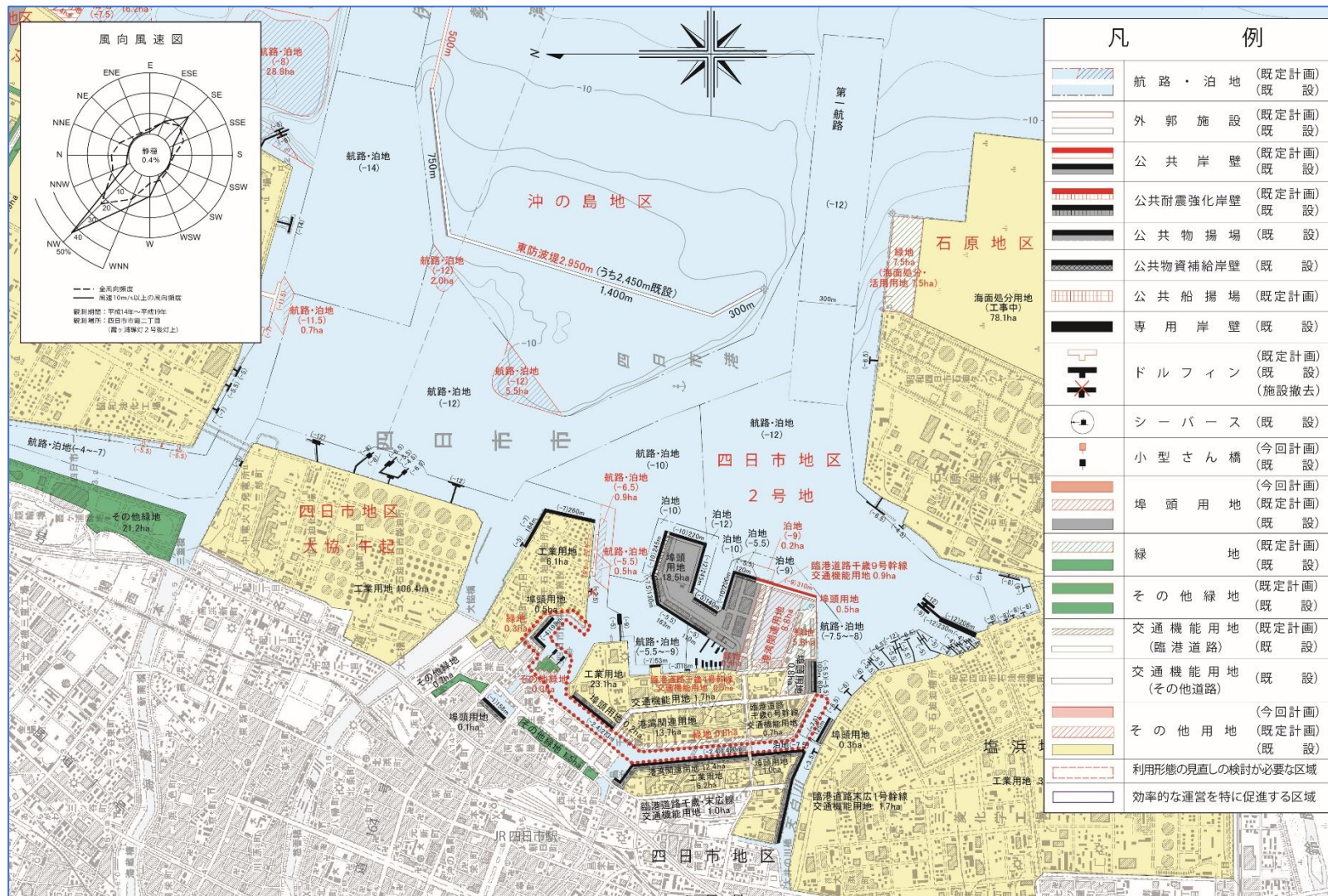
立地する企業からの要請に基づき、老朽化に伴い利用がなくなった以下の危険物取扱施設を撤去する。

既設	
水深 2.5 m	ドルフィン1バース（専用） T7

四日市港港湾計画位置図



四日市港（四日市地区）港湾計画図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R6 JHf 285

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。